

平塚市監査委員公表第21号
令和2年（2020年）1月16日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された平塚市職員措置請求について、監査した結果を別紙のとおり請求人に通知したので、同条第4項の規定により公表する。

以 上

請求人
（略）

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	黒部 栄三
同	府川 正明

平塚市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）
（し尿の収集及び運搬業務委託に関する請求）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和元年11月19日に提出された平塚市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり監査の結果を決定したので、同条第4項の規定により通知します。

記

1 請求人 （略）

2 請求の要旨

請求人から提出された本件請求書及びその事実を証する書面の内容から、次のとおりの主張と理解した。

平成30年度及び平成31年度平塚市し尿の収集及び運搬業務委託契約において、契約書第7条第1号定額制分については、「1.8キロリットル積載車1台につき、月額1,962,000円 ただし、車両台数については、4月1日における定額制収集人口により双方が協議する」となっている（市は2社（「A社」、「B社」とする。）と契約している）。

この規定に基づき作成された協議書に記載された車両台数について、平塚市環境部収集業務課に算定の根拠となる資料の提出を求めたところ、算定書の作成は平成29

年度までで、平成30年度及び平成31年度の算定書はないという回答があった。また、協議書における委託台数が平成26年度から平成29年度まで2社ともに変化がないことについて収集業務課に確認したところ、業者への援助であるとの説明があった。

請求人が収集業務課から入手した、平成29年度まで作成されていた算定書の算定方式に平成31年度の定額制収集人口をあてはめて算出した台数と、協議書に記載された台数を比較したところ、2倍以上の水増しが行われており、金額にして年間3,000万円以上の水増し金が援助金と称して支払われている。

車両台数の水増し以外にも、市外搬送燃料費やバキューム外装費が全額平塚市の負担となっているなど、多くの業者優遇処置がなされている。

また、公共下水道整備等による委託量の減少に対しては、昭和60年4月に市と委託先2社の話し合いが行なわれ、市が2社に対して高額金銭で委託減少補償を行なうことで決着しており、これまでに補償金の一部として2社に対し合計2億3,293万1,991円が5回に分けて支払われている。それにもかかわらず、援助と称しての委託金額の水増し分は試算で年間3,000万円に達しており、2重の補償を行なっている。

委託料の支払いには公金が使われており、平塚市に損害が発生している。

公共下水道整備等による委託量の減少については金銭補償を行なうこととなり、委託については援助等の必要はない。委託契約車両台数の見直しと、過剰支払い分委託料の業者からの返還（過去1年分）及び収集業務課長の異動を要求する。

なお、事実を証する書面として、次の書類が提出された。

- ・資料1：A社及びB社と締結したし尿の収集及び運搬業務委託契約書（平成31年4月1日締結）
- ・資料2：請求人が収集業務課から入手した資料を基に作成した平成31年度委託料（定額制分）の「水増し金額」計算書
- ・資料3：し尿定額制利用者人数（平成26年度～平成31年度）
- ・資料4：A社及びB社と締結したし尿の収集及び運搬業務委託契約書第7条第1号及び第8条第4項の規定に基づき作成した協議書（平成31年4月1日締結）
- ・資料5：請求人が作成した「平成29年度の委託料算定方式に平成31年度の数値をあてはめて計算した場合の委託料（定額制分）」計算書
- ・資料6：平成29年度B社委託台数の算定書
- ・資料7：平成28年度A社との協議書及び平成29年度A社委託台数の算定書
- ・資料8：市とA社、B社の3者で締結した公共下水道整備による本市し尿収集運搬委託業者の取扱い業務量の減少に伴う補償に関する協定書（昭和60年4月2日締結）、覚書（昭和60年4月5日締結）及びA社と締結した契約書（昭和60年5月20日締結）
- ・その他：A社及びB社に支出した平成31年度8月分し尿収集運搬業務委託料の支出命令書

3 請求の要件審査

本件請求は、令和元年11月19日に收受し、要件審査を行った結果、法第242条の所定の要件を具備しているものと認めた。

4 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件請求書及びその事実を証する書面、並びに提出された証拠の内容を総合的に判断し、本件請求の要旨にある、平成30年度及び平成31年度平塚市し尿の収集及び運搬業務委託契約において、請求日から1年以内に行った委託料（定額制分）の支出が、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかを監査対象とした。

(2) 証拠の提出及び陳述について

法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会が付与され、令和元年12月3日に次の証拠が提出された。なお、陳述については請求人が希望しなかったため、実施しないこととした。

- ・資料9：平成10年9月16日開催の平塚市環境厚生委員会会議録
環境部環境業務課の助役面談（平成18年1月25日）に関する資料
農業集落排水事業に関する要望事項に対する回答文書（平成20年12月19日付 下水道整備課作成）
- ・資料10：し尿収集運搬委託業務等に関する提案書（平成20年6月30日付、10月21日付及び平成21年1月29日付 環境業務課作成）
- ・資料11：請求者が収集業務課から入手した資料を基に作成した平成26～31年度委託料（定額制分）の「水増し金額」計算書

(3) 関係職員調査

関係職員の調査は、事務を所管する収集業務課に対して関係書類の提出を求め、令和元年12月19日に環境部長、収集業務課長、同課担当長及び同課職員から事情聴取を行った。請求人の主張に対する市の見解は次のとおりであった。

し尿の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」により市町村が行うこととされており、同条第2項の規定により本市では当該業務を委託している。

平成30年度及び平成31年度の委託料（定額制分）については、し尿の収集及び運搬業務委託契約書第7条第1号で「1.8キロリットル積載車1台につき、月額1,962,000円 ただし、車両台数については、4月1日における定額制収集人口により双方が協議する」と定めている。

月額については、1台の収集車両を利用し、収集運搬を行うために必要な経費として、人件費、車両費、燃料費、事務所費等により算出している。

車両台数については、平成29年度までは委託台数の算定式に基づき算出していた。平成30年度以降の台数の算定にあたっては、推計人口と利用人数に隔たりがあるため、利用者減少を加味した新たな算出方法について委託業者と協議をしたが合意に至らなかった経緯がある。しかし、し尿の収集運搬を滞りなく行う必要があるため、業務状況についても委託業者と協議をしたうえで台数を決定し、委託契約を締結しているものである。

し尿収集運搬業務は市の責務であり、利用者の減少があったとしても、利用者が存在する限り廃止することはできないものである。確かに利用者については減少しており、利用者の減少率と比較し委託料の減少率は比例していない。仮にその減少率に合わせ委託料を減少すると、委託業者の業務遂行が困難になると想定される。

委託することができなくなれば、直営でやる必要が出てくることになり、そうしなければより高額な支出が必要となる可能性もある。

委託金額の算定については、委託業者と協議を行いながら適宜見直しを行っており、適正な金額と考えている。また、下水道整備等による業務量の減少に対する補償については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の趣旨に基づき行ったものであり、委託料の支払いには直接の関係はない。よって、請求人が主張する年間3,000万円以上の水増し金を支払っているとは考えていない。そのため、業者が市に対して返還すべきものはないと考えている。

（4）事実関係の確認

請求人から提出された平塚市職員措置請求書及びその事実を証する書面と証拠、並びに関係職員調査から、監査対象事項に関し、次の事項を確認した。

ア し尿の収集及び運搬業務委託契約について

し尿収集運搬業務は、市内の家庭及び事業所等から排出されるし尿を収集し、市の指定する施設まで運搬する業務となっている。本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定により当該業務を委託している。

委託契約の方法については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして随意契約としており、業者選定については「し尿収集運搬業務は特殊な業務であり円滑な業務を行うためには、汲み取り家庭の所在や便槽位置を熟知し、かつ便槽構造等の知識と経験を持つ業者と契約するのが最も適している」とし、市内におけるし尿収集運搬業者が実質的に2社しかないため、その2社（A社、B社）を選定している。

イ 委託料（定額制分）の算出方法について

委託料については、平成31年度し尿の収集及び運搬業務委託契約書第7条に

において「発注者は、受注者に対して次の委託料を支払う。」とし、定額制分については同条第1号において「1.8キロリットル積載車1台につき、月額1,962,000円 ただし、車両台数については、4月1日における定額制収集人口により双方が協議する」と定められている。また、この規定に基づき作成された協議書において、A社については車両台数を1.25台、B社については0.75台としている。なお、平成30年度の契約においても1台当たりの月額及び車両台数は同様となっている。

1台当たりの月額1,962,000円については、1台の収集車両を利用し、収集運搬を行うために必要な経費で、人件費、車両費、燃料費、事務所費等により算出している。なお、平成23年度からこの金額については同額となっている。

委託車両台数については、平成29年度までは台数の算出方法が記載された資料が契約書に添付されていたが、平成30年度以降は新たな算出方法について協議をしたが合意に至らず、その他の業務状況等についても協議をしたうえで台数を決定している。

5 監査の結果

本件請求について、合議により次のように決定した。

請求人の主張については、理由がないものと認め本件請求を棄却する。

以下、判断理由について述べる。

(1) 監査委員の判断理由

し尿の収集及び運搬業務委託契約については、令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」として、随意契約の方法により契約の締結をしているものである。「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である(最高裁判所昭和62年3月20日判決)とされている。本件において、市の契約担当者がし尿の収集及び運搬業務委託契約を締結する際に「し尿収集運搬業務は特殊な業務であり円滑な業務を行うためには、汲み取り家庭の所在や便槽位置を熟知し、かつ便槽構造等の知識と経験を持つ業者と契約するのが最も適している」とし、市内におけるし尿収集運搬業者が実質的に2社しかないということなど、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して競争入札に適しないとしたことについては、合理的な裁量判断により決定がされたものと認められる。また、契約事務は法令及び平塚市契約規則に基づき適正に手続きがなされており、この契約に基づき行われた委託料の支払いについても、手続き自体に不備は認められないことから、違法であるとはいえない。

次に、委託料の算出方法についてであるが、定額制分の委託料は、し尿の収集及

び運搬業務委託契約書第7条第1号の規定に基づき、収集車1台当たりの月額料金を、定額制収集人口により市と委託業者との協議で決定した車両台数を乗じたものとなっている。定額制収集人口は年々減少しているが、委託料については消費税率の引上げという要素を考慮しても定額制収集人口の減少割合ほどの減少は見取れない。この点は、委託車両台数に可能な限り反映させるべき点ではあるものの、現実的には収集人口が減ったからといって、収集のサイクルを大きく変えられず、回収のために収集車両が走行する距離や時間が収集人口の減少と同じ割合で減少するとは限らないこと、また、作業従事者や管理部門職員の人件費や燃料費等の上昇などの影響もあることから、即応させることが困難な面もあるという市の見解は、一定程度認められるものと判断する。

また、定額制収集人口により双方が協議することとなっている委託車両台数については、A社においては激変緩和措置の実施と廃止、B社においては1台補償の廃止が行われていることなどから、収集人口の減少の割合には及ばない点はあるものの、委託料の見直しについての協議は行われている。

以上を総合的に検討すると、契約に基づく協議で決定した委託車両台数による契約金額の算定の根拠が明確に示されたとはいえないものの、本件の委託料は、議会で承認された予算の範囲内で協議を行い決定したものであり、裁量権の不合理な行使があったとは認められないため、不当な支出であるとまではいえない。よって、最終的には契約書に定められたし尿の収集及び運搬業務がなされていることから、平塚市への損害の発生という事実はないものと思われる。そのため、請求人が主張する委託料の過剰支払い分の業者からの返還（過去1年分）についても、業者が契約に定められた委託代金を取得することは不当利得に該当しないと判断する。

6 意見

今回の監査においては、契約に基づく協議により決定した委託金額が違法若しくは不当な支出であるとは認められないという判断をしたが、委託車両台数の減少が収集人口の減少に見合っていない現状を鑑みると、委託契約書上の一部記載内容が、現在の業務を取り巻く環境に適合したものにならなくなっているのではないかという疑念を抱かざるを得ない。し尿の収集及び運搬業務は市の責務であり、安定的に継続して業務を遂行するためには、市民に対して十分な説明責任を果たすとともに、周辺の自治体の状況も参考にしつつ、より透明性の高い事務を執行されることを要望する。